

2012年2月28日

お客様各位

日本アルコール産業株式会社
品質・環境管理室長 後藤 慎吾



計量法関係法令等の改正に伴う酒精度浮ひようによるエタノール分表示について(第2報)

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、2012(平成24)年1月31日付でご案内いたしておりますが、3月1日以降の対応につきましてご案内いたします。

特定計量器検定検査規則が改正され、2012(平成24)年3月1日から施行されますが、新表による酒精度浮ひよう(以下、「酒精計」という)を入手できるのは酒精計の製造メーカーの案内では早くも3月中旬以降ということですが。

また、先般のご案内のとおり、当分の間、規格値は変更せず、エタノール分は旧表示のままでアルコール品質証明書に表示いたします。

このような状況を踏まえ、弊社といたしましては、当分の間、下記のとおり対応させていただきたく、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. エタノール分の新表示について

3月1日より新表示のエタノール分の値をご希望されるお客様につきましては、旧表によるエタノール分の記載されたアルコール品質証明書に新表示のエタノール分を別紙(別添1)として添付してご提供いたします。なお、新表示のエタノール分については以下のとおりであります。

- ・新表による酒精計は3月中旬まで市場に供給されませんが、旧表による酒精計では新表示の正しいエタノール分を測定し表示することができません。また、経済産業省の「特定計量器検定検査規則の改正に伴うアルコール事業法上の対応について」(平成24年2月15日)にある旧表による酒精計を用いて得られた数値を「指示値の読み替え表」を用いて読み替える方法では、例外ケースを除き実際のエタノール分を正確に表示することができません。
- ・従いまして、新表による酒精計が市場に浸透するまでの間は、密度比重計により密度を測定し、得られた密度をJIS B 7548 酒精度浮ひようの附属書A(規定)国際アルコール表にあてはめそれに対応するエタノール分を表示いたします。
- ・新表による酒精計の測定値で表示する時期につきましては改めてご案内いたします。

2. エタノール分の規格値の変更について

新表による酒精計が入手できたら、それによりエタノール分の確認を行い、現在お届けしております品質を変更することなく規格値を変更いたしますが、お客様への周知期間、仕様書・規格書等の変更期間を考慮し、2012年7月までには変更する予定です。

新表による酒精計が入手できると考えられます3月下旬には改めて変更スケジュールをご案内できると考えております。

別添1

2012年〇月〇日

〇〇 御中

日本アルコール産業株式会社
品質・環境管理室長
後藤 慎吾

同封のアルコール品質証明書の製品のエタノール分の新表示は下記のとおりです。

記

	新表示
エタノール分	95.2 容量%

以上